

	<p>令和7年度 生徒募集要項</p> <p>さいたま市立浦和南高等学校</p> <p>〒336-0026 さいたま市南区辻6丁目5番31号 TEL 048-862-2568 FAX 048-838-2932 URL https://www.urawaminami-h.city-saitama.ed.jp/</p>
--	--

第1 募集人員及び出願資格等

- 1 募集人員 全日制の課程 普通科 320人 (共学)
- 2 出願資格

本校に入学を志願することのできる者は、次の(1)から(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ(4)に該当する者でなければならない。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校から併設型中高一貫教育を実施する高等学校への令和7年度入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への令和7年度進級予定者は出願できない。

- (1) 令和7年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者 (学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者)
- (4) 志願者は、次のアからウまでのいずれかに該当する者とする。
ア 全日制の課程を志願する者は、本人及び保護者が県内に居住し、かつ、入学後も引き続き県内に居住できる者
イ 別に定めるところにより、公立高等学校長が出願を承認した者
ウ 別に定めるところにより、さいたま市教育委員会が出願資格を認定した者

3 通学区域

埼玉県全域とする。

第2 一般募集

1 一般募集における出願資格

第1の2に該当する者。

2 出願

(1) 出願手続き

原則、以下のア～ウが全て完了した時点をも、出願とする。出願が完了した後は、志願先変更期間でのみ、志願先高等学校・学科等を変更することができる。なお、第4における中学校等からの出願をする場合の、電子出願システムによる出願方法については、さいたま市教育委員会ホームページに掲載されたものにて定める。

ア 電子出願システムの案内に従い、志願者情報等の入力を行う。

イ アの入力内容を、出身中学校等が専用サイトにおいて確認する。

ア、イを行うことができる期間 令和7年1月27日(月)正午 から 2月10日(月)正午 まで

ウ 入学選考手数料を、以下の通り納付する。

(ア) 入学選考手数料及び納付方法は、次の通り高等学校を設置する市が定める。

市	入学選考手数料	納付方法
さいたま市	2,200円	出願手続の案内に従い、電子収納により納付する。

(イ) 入学選考手数料とは別に生じる電子収納に係る手数料は、志願者が負担する。

(ウ) いずれの場合でも、一度納付した入学選考手数料及び電子収納に係る手数料は返還しない。

(2) 出願書類

出願手続が完了した後、志願者又は出身中学校長は、志願者の志願先高等学校に対し、以下の書類を提出すること。書類が提出された志願者を、選抜の対象とする。

ア 調査書(様式1)

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

イ 学習の記録等学年内評価分布表(様式3)及び学習の記録等一覧表(様式4)

過年度の卒業生が出願する場合及び県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

ウ その他必要な書類等

エ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(3) 提出方法

原則、中学校がまとめて郵送による出願とする。ただし、郵送が難しい場合には、中学校がまとめて持参、志願者が郵送若しくは持参によって提出することもできる。

なお、帰国生徒特別選抜による募集に必要な書類は、原則、志願者が持参により提出すること。

(ア) 中学校がまとめて郵送若しくは持参により出願する場合

	(ア)-1 中学校がまとめて郵送する場合	(ア)-2 中学校がまとめて持参する場合
提出書類	調査書、その他必要な書類等をまとめて提出する。	送付票(様式21)を同封すること。
提出期間及び受付時間	令和7年2月13日(木)を配達指定日とすること。	令和7年2月13日(木)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
提出先	志願先高等学校	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「出願書類等在中」と朱書きすること。	「出身中学校長が命じた者が窓口を持参すること。志願先高等学校長は、受領書(様式22)を交付する。
受検票の交付	志願者は、「受検票」を2月20日(木)午後1時以降に各自で印刷する。	

(イ) 志願者が郵送若しくは持参により出願する場合

	(イ)-1 志願者が郵送する場合	(イ)-2 志願者が持参する場合
提出書類	調査書、その他必要な書類等を同封する。	調査書、その他必要な書類等を同時に提出する。
提出期間及び受付時間	令和7年2月13日(木)を配達指定日とすること。	令和7年2月14日(金)午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで 2月17日(月)午前9時から正午まで
提出先	志願先高等学校	
提出方法	簡易書留等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「出願書類等在中」と朱書きすること。	志願者が窓口を持参すること。この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。
受検票の交付	志願者は、「受検票」を2月20日(木)午後1時以降に各自で印刷する。	

3 併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校の2校以上に併願することはできない。

4 志願先変更

(1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

なお、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜へ志願先変更することはできない。

令和7年2月18日(火)午前9時から2月19日(水)午後4時まで
受付時間は、2月18日(火)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで、
2月19日(水)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

ただし、上記期間に書類の提出ができない場合には、事前に高等学校に連絡し、20日(木)午前9時から正午までの間に提出すること。

(2) 他の学校へ志願先変更するときの手続

志願先変更を希望する者は、電子出願システムの案内に従い、2の(1)～(3)に準じて選択又は入力を行い出願書類を提出する。ただし、入学選考手数料及び出願書類の提出等については、以下による。

ア 入学選考手数料

(ア) さいたま市立高等学校に志願先を変更する場合は、改めて納付する必要はない。

(イ) (ア)以外の県立市立高等学校に志願先を変更する場合は、改めて所定の手続きにより納付すること。

(ウ) 一度納入した入学選考手数料は返還しない。

イ 出願書類の提出

(ア) 志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」(様式8)を、先に志願した高等学校長に持参により提出し、「志願先変更証明書」(様式9)の交付を受けた後、新たに志願した高等学校に持参により、出願書類を提出すること。

(イ) (郵送不可)

(ウ) 志願先変更があったときは、出身中学校長は新たに出願した高等学校長に、学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表を速やかに提出する。ただし、既に提出している高等学校の同一の課程に対しては、改めて提出する必要はない。

(3) 受検票の交付

2月20日(木)午後1時以降に各自で印刷する。

5 志願取消

志願を取り消す場合は、出身中学校長を経て、「志願取消届」(様式10)を速やかに本校校長に持参により提出する。

6 学力検査

(1) 志願者は、令和7年2月26日(水)に行われる学力検査を受検しなければならない。

(2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。なお、追検査を受検する場合は「7 追検査」による。

(3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。

(4) 学力検査会場は、本校とする。

(5) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45～9:20	9:25～10:15(50分)	休憩	10:35～11:25(50分)	休憩	11:45～12:35(50分)	昼食	13:30～14:20(50分)	休憩	14:40～15:30(50分)
教科等	一般諸注意 国語			数学		社会		理科		英語

(6) 学力検査を実施する各教科の配点は、100点とする。

(7) 障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続については、「令和7年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項」第14による。

7 追検査

(1) 次のア又はイに該当する志願者は、令和7年3月3日(月)に実施する追検査を受検することができる。

ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、学力検査を欠席した者

イ 一部受検者(一部受検者とは、学力検査当日、急な体調不良等により、学力検査を継続することが難しいと判断された志願者を指す。ただし、追検査を受検できる教科は、体調不良の申し出があった時点で開始していない検査時間以降の教科とする。)

(2) 出身中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに(学力検査当日中に)本校校長に連絡するとともに、「追検査受検願」(様式16)を令和7年2月27日(木)正午までに本校校長に提出する。

(3) 本校校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」(様式17)を交付する。

(4) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施する。英語はリスニングテストを含む。

(5) 「追検査受検願」(様式16)を提出した志願者のうち、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集においては、同日3月3日(月)に面接を実施する。

(6) 学力検査会場は、本校とする。

8 入学許可候補者の発表

(1) 日時・場所

1	日時	令和7年3月6日(木)	午前9時
2	方法	合否照会サイトにて発表 書類等の受領時間は午前9時から正午まで及び午後1時から午後3時まで	電話等での問い合わせには応じない。

- (2) 入学許可候補者は、令和7年3月6日(木)に、受検票を持参し、本校校長から必要書類を受け取ること。
(3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」(様式自由)を、出身中学校長を経て本校校長に持参により提出する。

第3 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

1 募集人員等

一般募集で実施する。募集人員は定めず、選抜要領に従って本校の実情に応じて選抜し、入学許可候補者を決定する。ただし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。

2 出願資格

令和7年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。

3 出願・書類の提出

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」(様式6)を、在学中学校長を経て、本校校長に提出する。また電子出願システムの案内に従い選択または入力すること。

4 志願先変更

志願先変更をする場合は、新たに志願する高等学校長に改めて「自己申告書」を提出する。なお、先に志願した高等学校長に「自己申告書」を提出しなかった場合、志願先変更をする高等学校長に「自己申告書」を提出することはできない。

5 面接

面接は、学力検査終了後に個人面接を実施する。

6 その他

ここで定めた内容以外の事項については、「第2 一般募集」による。

第4 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合に必要な手続等

1 私立中学校から出願する場合

- (1) 県内に居住し、県内の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者
ア 出願資格
第1の2による。
イ 出願手続
(ア) 第2の2による。
(イ) 住民票の写し(出願日より3カ月以内に発行されたもので、保護者と志願者について記載されているもの。また、個人番号の記載がないもの。)を提出する。
(2) 県内に居住し、県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者
下記「2 県外中学校等から出願する場合」による。
(3) 令和7年3月末までに県内に転居する予定の者で、県内又は県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者
下記「2 県外中学校等から出願する場合」による。
(3) 県内の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者が出願する場合、「学習の記録等学内評価分布表」(様式3)及び「学習の記録等一覧表」(様式4)については、提出する。

2 県外中学校等から出願する場合

- (1) 出願資格
出願について本校校長の承認を得た者。
(2) 出願承認の手続
ア 出願承認の申請
(ア) 「埼玉県公立高等学校出願承認申請書」に、別に定める承認のための必要書類を添付し、本校校長に提出して、承認を受ける。
(イ) 出願承認の申請を行う期間及び受付時間は、次のとおり。

令和7年1月14日(火)から2月7日(金)まで(ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。) 受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。 なお、可能な限り、令和7年2月6日(木)までに願承認の申請を行う。

イ 出願する際の注意事項

- (ア) 第2の2による。
(イ) 提出する書類は、本県所定のものとする。
(ウ) 出願の際、出願書類等とともに、本校校長より交付された「埼玉県公立高等学校出願承認書」を添付し提出する。
(エ) 「学習の記録等学内評価分布表」(様式3)及び「学習の記録等一覧表」(様式4)については、提出する必要はない。

3 海外の日本人学校等から出願する場合

- (1) 出願資格
さいたま市教育委員会において、出願資格の認定を受けた者
(2) 出願資格認定の手続
ア 出願資格認定の申請
(ア) 「令和7年度さいたま市立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書」に別に定める認定のための必要書類を添付し、さいたま市教育委員会学校教育課長に提出して認定を受ける。
(イ) 出願資格認定の申請を行う期間及び受付時間は、次のとおり。

令和6年12月2日(月)から令和7年2月7日(金)正午まで (ただし、土曜日、日曜日、祝日、12月29日(金)から1月3日(水)を除く。) 受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。 なお、可能な限り、令和7年2月6日(木)までに願資格の認定を受けること。
--

イ 出願する際の注意事項

- (ア) 第2の2による。
(イ) 出願書類等は、さいたま市所定のものとする。
(ウ) 出願の際、出願書類等とともに、さいたま市教育委員会よりあらかじめ認定を受けた「さいたま市立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書」を提出する。
(エ) 「学習の記録等学内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。
(オ) 出願に際しては、必ず事前に、さいたま市教育委員会学校教育課に相談すること。

第5 帰国生徒特別選抜による募集

1 募集人員

一般募集の募集人員に含める。

2 出願資格

第1の2に定める出願資格を有する者で、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

- (1) 日本国外における在住期間が、帰国時から遡り継続して、原則2年以上4年未満の者で、帰国後2年以内の者
(2) 日本国外における在住期間が、帰国時から遡り継続して、原則4年以上の者で、帰国後3年以内の者
ただし、「帰国後2年以内」及び「帰国後3年以内」とは、原則として、帰国した日から令和7年2月1日現在で、それぞれ2年及び3年が経過していない場合をいう。

3 出願手続

第2の2に準ずる。ただし、次のことに留意する。

- (1) 電子出願システムの案内に従い、「一般募集(帰国生徒特別選抜)」を選択する。
(2) 第2の2(2)ウについては、出身中学校長による応募資格証明を受け、「帰国生徒特別選抜適用申請書」(様式13)を、志願先高等学校長に持参により提出する。
(3) 「帰国生徒特別選抜適用申請書」を受理した高等学校長は、所定の「帰国生徒特別選抜証明書」(様式14)を交付する。
(4) 第3の3の「自己申告書」(様式6)は、提出することができない
(5) 全ての出願書類が提出された志願者を、帰国生徒特別選抜の対象とする。

4 志願先変更

第2の4に準ずる。ただし、次のことに留意する。

第2の4の(1)については、帰国生徒特別選抜に出願した者は、1回に限り、他の帰国生徒特別選抜又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校の「帰国生徒特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、志願先変更の手続きを行う際、先に志願した高等学校長から交付された「帰国生徒特別選抜証明書」(様式14)を添付し、手続きを行うこと。

5 学力検査

第2の6により行う。問題は他の志願者と同一とする。ただし、志願者は社会及び理科の2教科の学力検査は受検しない。学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45 ～9:20	9:25 ～10:15(50分)	休憩	10:35 ～11:25(50分)	休憩	11:45～14:20	休憩	14:40 ～15:30(50分)
教科等	一般諸注意	国語		数学		別途指示する。		英語

6 面接

面接は、学力検査日に個人面接を実施する。

7 その他

ここに定めた以外の事項については第2に準ずる。

第6 入学手続・入学許可候補者説明会等

1 入学手続

入学許可候補者は、必要な手続を指定期日までにを行うこと。

2 入学許可候補者説明会

入学許可候補者は、令和7年3月17日(月)本校に於いて実施する「入学許可候補者説明会」に、必ず保護者同伴で出席すること。

第7 授業料等

入学を許可された者は、さいたま市授業料等徴収条例により入学金等を納入すること。ただし、下記の「さいたま市内生」とは、保護者とともにさいたま市に居住する者である。なお、納入方法は口座振替によるものとし、所定の期日を守ること。

	入学金 (参考:令和6年度入学生)	授業料(※1参照) (参考:令和6年度入学生)	諸会費等 (参考:令和6年度入学生)	
			入学時(※2参照)	月額(※3参照)
さいたま市内生	5,650円	118,800円/年額	37,000円	33,000円
さいたま市外生	73,000円	180,000円/年額		

※1 高等学校等就学支援金制度の対象となる者は、授業料納入の必要はありません。制度の詳細につきましては、文部科学省のホームページをご覧ください。

※2 入学時の納入は、金融機関の窓口又はATMで行うこととなります。タブレット導入初期設定費用、アプリケーションの月額費用を含みます。

※3 生徒会費、PTA会費、研修旅行積立、模試費用、タブレットの月額通信費などを含みます。

(文中の「様式1」～「様式22」は、すべて「令和7年度埼玉県公立高等学校入学志願者選抜実施要項」による。)